

第 9 8 号議案

ふじみ野市立大井総合福祉センター条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立大井総合福祉センター条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

第 3 条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 9 条第 1 項中「第 3 条第 1 号から第 3 号までに規定する」を「第 3 条各号に掲げる」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第 1 0 条第 2 項第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 1 5 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、第 9 条第 1 項各号に掲げる者が老人福祉センターを利用する場合及び高齢者福祉若しくは障害者福祉等を目的として活動し、又はこれらを目的とする事業の用に供する市内団体が利用する場合の利用料金は、無料とする。

第 1 6 条を次のように改める。

（利用料金の免除）

第 1 6 条 指定管理者は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する利用料金を免除することができる。

別表老人福祉センターの項を次のように改める。

老人福祉センター	1 人 1 回につき 3 0 0 円
----------	--------------------

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 高齢者若しくは障害者及びその介助者（1 人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている市内の団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体会議施設等（老人福祉センターを除く。以下同じ。）を利用する場合の利用料金は、この表の金額に 0. 5 を乗じて得た額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の利用料金は、この表の金額に 2 を乗じて得た額とする。
- 3 利用者が連続して複数の利用区分において会議施設等を利用する場合は、各利用区分の間の時間も当該会議施設等を利用することができるものとし、当該時間については、利用料金を徴収しない。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

利用料金の免除規定等を整備するため、ふじみ野市立大井総合福祉センター条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。